

2022年4月25日 国際貿易紙-今日の話題より

中国の確定申告

日本の2021年度確定申告が終了した。医療費や住宅ローン控除など、一般的な給与所得者でも確定申告をされる方は多いと思う。では中国の確定申告はどのようになっているのか、一般的な駐在員をモデルに紹介したいと思う。

以前では年間12万元（約220万円）以上の所得があれば確定申告が必要であったため、一般的な駐在員はほぼ全員対象であった。しかし所得が給与のみとシンプル故に追納・還付はほぼなくただ書類を出すだけ、というのが実情であった。

しかし2018年の中国個人所得税改正によりこのような金額基準は撤廃され、「必要に応じて」確定申告をすることとなった。ではこの「必要に応じて」とはどんなケースなのか？まず年度途中で中国に着任した方・日本に帰任した方で、且つ中国の非居住者として月次申告をしていた方が該当する。中国では183日/年を超えると居住者となるため、駐在員は一般的には居住者に該当するのだが、着任・帰任する年は183日未満になることもあり得る。このような年の月次申告を非居住者としていた場合、中国の確定申告をすれば個人所得税が還付されるのである。これは着任年・帰任年は中国の年収が少なくなるため、年収をベースに適用される累進税率が低くなることから生じるのである。

では逆に確定申告で追加納税をするケースはあるのか。例えば中国の全世界所得課税対象者が日本などの外国で株式や不動産譲渡益がある場合が考えられる。しかし外国人駐在員の場合、2019年から2024年まで中国に滞在していないと全世界所得課税対象者にならない。すなわちこのような対象者はまだ存在していないのである。

中国の確定申告期間は翌年の3月から6月末までである。該当するのでは？と思われる方は申告をお忘れないように。なお還付金は申告者本人の中国の銀行口座に振り込まれる。既に帰国してしまった方は引き出すのも大変である。

（金本勲相 BP アジアコンサルティング代表・公認会計士）